

社会福祉法人高槻ライフケア協会
役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高槻ライフケア協会（以下「法人」という）の役員及び評議員の報酬並びに旅費の支給に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- ①役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- ②常勤の役員とは、理事長、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- ③非常勤の役員等とは、役員等のうち、常勤の役員以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- ①常勤の役員には、報酬を支給する。
- ②非常勤の役員等には、報酬、旅費を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬を支給しないものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、別表1に定める範囲内で、理事会において決定する。

- 2 非常勤の役員等に対する報酬額は、別表2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、給与規程に定める時期とし、法人が指定する金融機関の口座に支給する。

- 2 非常勤の役員等の報酬等の支給の時期は、理事会又は評議員会への出席など法人業務にあたった都度、現金を支給するか又は法人が指定する金融機関の口座に支給する。但し、同日に複数の業務に当たった場合、支給は1回分のみとする。

(公 表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(附 則)

- 1.この規程は、2017（平成29）年6月17日から実施する。
- 2.この規程は、2022（令和4）年1月11日から改訂する。
- 3.この規程は、2024（令和6）年7月1日から改訂する。

別表1 （常勤の役員の報酬）

役職名	報酬の総額（上限月額）
理事長	500,000円
理 事	400,000円

別表2 （非常勤の役員等の報酬 旅費含む）

(1) 理事

	日 額	
理事会等会議への出席	10,000円	旅費については、経路の起点又は終点が高槻市以外の場合は、左記に加えてその実費を支給する。
上記の他の法人業務のための出勤	10,000円	

(2) 監事

	日 額	
理事会等会議への出席	10,000円	旅費については、経路の起点又は終点が高槻市以外の場合は、左記に加えてその実費を支給する。
上記の他の法人業務のための出勤	10,000円	

(3) 評議員

	日 額	
評議員会等会議への出席	10,000円	旅費については、経路の起点又は終点が高槻市以外の場合は、左記に加えてその実費を支給する。
上記の他の法人業務のための出勤	10,000円	